

松山市 産後ケア事業 訪問型

令和7年度から、
オンライン申請に
なります！

助産師等があなたのご自宅を訪問します。

出産後のお母さんの体調、育児の悩みなどの相談、自宅での過ごし方など、
安心して子育てをできるよう、お母さんと赤ちゃんのケアや育児の支援を行います。

利用できる方

- * 松山市に住民登録がある
- * 出産後概ね 12 か月未満のお母さんと赤ちゃん

申請時に必要なもの

- * 母子健康手帳
- ※駐車場の確保をお願いします。
コインパーキングの場合は実費負担



ケアの内容

10時～17時の間の

2～3時間程度

自己負担額:1,000 円

※非課税世帯や生活保護世帯は、
減免あり(詳細は市ホームページ参照)

利用の流れ

初回のみ電子申請

こちらの二次元コードから
アクセスしてください



市が利用を認めた場合、
市から**初回のみ**
**「松山市産後ケア事業利用
決定通知書」**が届きます

決定通知書が届いたら、
助産師(愛媛助産師会)等に
連絡し、予約してください

2回目以降は、
直接、助産師(愛媛助産師会)等に
連絡し、予約してください

利 用

償還払い

里帰り先などで産後ケアを利用する場合、
費用の一部払戻し(償還払い)の制度があります。
事前相談が必要です。
詳しくは、市ホームページでご確認ください。

市ホームページ



お問合せ先: 松山市 こども家庭センター すくすく支援課 産後ケア事業担当

TEL:089-911-1821 FAX:089-908-6588

※利用できる回数は、宿泊型(1泊2日で1回)・通所型・訪問型 合わせて7回です。

松山市 産後ケア事業 宿泊型・通所型

出産後のお母さんの体調不良や、赤ちゃんの発育や発達、授乳等の育児に関する不安などに、助産師等が寄り添い、安心して子育てをできるよう、お母さんと赤ちゃんのケアや育児の支援を行います。

利用できる方(すべての項目に該当する方)

- ①松山市に住民登録がある
 - ②出産後概ね 12 か月未満のお母さんと赤ちゃん
(実施施設により、受け入れできる月齢等が異なります)
 - ③産後の体調不良や育児不安がある
- ※ただし、医療行為が必要な方は利用できません



申請時に必要なもの

- * 母子健康手帳
- * 松山市産後ケア事業利用申請書・利用前アンケート
(市ホームページでダウンロード可・申請窓口での記入可)
- ※代理の方が申請する場合、ご本人確認ができるもの

ケアの内容

宿泊型

原則: 10時～翌日10時(昼食・夕食・朝食付)
自己負担額: 4,000 円

通所型

原則: 10時～18時(昼食付)
自己負担額: 2,000 円

※自己負担額は、課税状況に応じて減免があります(必要書類有)。詳細は市ホームページをご確認ください。

利用の流れ

* お申込み *

「すくすく・サポート」で
事前申請

* 利用の決定(施設との調整) *

市が利用を認めた場合、
利用施設との調整を行い、利用を決定します
※分娩や感染症対応等で、ご希望どおりの利用にならないことがあります

* 決定通知書の送付 *

産後ケアの利用が認められると
「松山市産後ケア事業利用決定通知書」
が届きます

* 施設への連絡 *

決定通知書を受け取られたら、利用の **3 日前** までに、利用施設に連絡し、持参物やケアの内容などの確認をお願いします

市ホームページ



すくすく・サポート申請窓口、その他詳細は、右の市ホームページでご確認ください。

<利用の注意> キャンセル料が発生した場合は、自己負担となります。

※利用できる回数は、宿泊型(1泊2日で1回)・通所型・訪問型 合わせて7回です。